昭和三十年四月一日から昭和三十一年三月三十一日までの日	二〇・〇三
昭和三十一年四月一日から昭和三十二年三月三十一日までの日	一八・八九
昭和三十二年四月一日から昭和三十三年三月三十一日までの日	一八・二四
昭和三十三年四月一日から昭和三十四年三月三十一日までの日	一七・九七
昭和三十四年四月一日から昭和三十五年三月三十一日までの日	一六・八八
昭和三十五年四月一日から昭和三十六年三月三十一日までの日	一五・八八
昭和三十六年四月一日から昭和三十七年三月三十一日までの日	一四・二一
昭和三十七年四月一日から昭和三十八年三月三十一日までの日	一二・七八
昭和三十八年四月一日から昭和三十九年三月三十一日までの日	一一・五二
昭和三十九年四月一日から昭和四十年三月三十一日までの日	一〇・四〇
昭和四十年四月一日から昭和四十一年三月三十一日までの日	九・五二
昭和四十一年四月一日から昭和四十二年三月三十一日までの日	八・六四
昭和四十二年四月一日から昭和四十三年三月三十一日までの日	七・七八
昭和四十三年四月一日から昭和四十四年三月三十一日までの日	六・八八
昭和四十四年四月一日から昭和四十五年三月三十一日までの日	六・〇二
昭和四十五年四月一日から昭和四十六年三月三十一日までの日	五・一八
昭和四十六年四月一日から昭和四十七年三月三十一日までの日	四・五四
昭和四十七年四月一日から昭和四十八年三月三十一日までの日	三・九三
昭和四十八年四月一日から昭和四十九年三月三十一日までの日	三・三一
昭和四十九年四月一日から昭和五十年三月三十一日までの日	二・六六
昭和五十年四月一日から昭和五十一年三月三十一日までの日	二・二六
昭和五十一年四月一日から昭和五十二年三月三十一日までの日	二・〇四
昭和五十二年四月一日から昭和五十三年三月三十一日までの日	一・八六
昭和五十三年四月一日から昭和五十四年三月三十一日までの日	一・七六
昭和五十四年四月一日から昭和五十五年三月三十一日までの日	一・六六
昭和五十五年四月一日から昭和五十六年三月三十一日までの日	一・五七
昭和五十六年四月一日から昭和五十七年三月三十一日までの日	一・五〇
昭和五十七年四月一日から昭和五十八年三月三十一日までの日	一・四三

昭和五十八年四月一日から昭和五十九年三月三十一日までの日	一・三九
昭和五十九年四月一日から昭和六十年三月三十一日までの日	一・三五
昭和六十年四月一日から昭和六十一年三月三十一日までの日	一・三〇
昭和六十一年四月一日から昭和六十二年三月三十一日までの日	一・二七
昭和六十二年四月一日から昭和六十三年三月三十一日までの日	一・二四
昭和六十三年四月一日から平成元年三月三十一日までの日	一・二〇
平成元年四月一日から平成二年三月三十一日までの日	一・一七
平成二年四月一日から平成三年三月三十一日までの日	一・一三
平成三年四月一日から平成四年三月三十一日までの日	一・〇九
平成四年四月一日から平成五年三月三十一日までの日	一・〇七
平成五年四月一日から平成六年三月三十一日までの日	一・〇五
平成六年四月一日から平成七年三月三十一日までの日	一・〇三
平成七年四月一日から平成八年三月三十一日までの日	一・〇二
平成八年四月一日から平成九年三月三十一日までの日	一・〇〇
平成九年四月一日から平成十年三月三十一日までの日	〇・九九
平成十年四月一日から平成十一年三月三十一日までの日	一・〇〇
平成十一年四月一日から平成十二年三月三十一日までの日	〇・九九
平成十二年四月一日から平成十三年三月三十一日までの日	〇・九九
平成十三年四月一日から平成十四年三月三十一日までの日	〇・九九
平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日までの日	一・〇〇
平成十五年四月一日から平成十六年三月三十一日までの日	一・〇〇
平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日までの日	一・〇〇
平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日までの日	一・〇〇
平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日までの日	一・〇〇
平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日までの日	一・〇〇

（平成二十二年八月から平成三十年七月までの給付の額の算定に用いる率の読替え）

第四条　雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の一部を改正する政令（平成二十三年政令第二百三十号。以下この項において「平成二十三年改正政令」という。）附則第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた平成二十二年八月から平成二十三年七月までの月分の平成二十二年改正前船員保険法による障害年金及び遺族年金